KAGAWA UNIVERSITY

新型インフルエンザ等対策行動マニュアル

平成18年12月13日制定
平成25年 7月25日改定

注)「新型インフルエンザ等」とは、病原性が高い新型インフルエンザや未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいもの。
附属学校園については、教育委員会からも要請があるので併せて対応する。

国外発生

国内発生

文部科学省との連絡窓口
（総務グループ）

フェーズ
4A～6A
「国外で発生」

フェーズ4B
「国内で発生」

フェーズ5B
「国内で集団発生」

外出の自粛
が勧告される

フェーズ6B
「非常事態宣言」

学長が必要と判断した場合

文部科学省、外務省、厚生
労働省等から、あらゆる情報

部局等の長が必要と判断した場合

学長の宣言により、
危機対策本部を設置

連携

部局における危機対策本部を設置

職員は、以下の措置を行う
①学生、職員への周知の検討
（保健管理センター、学生生活支援グループ、給与福利グループ）
②医療機関等の受診の指導準備
（保健管理センター）

職員は、以下の措置を行う
①学生の出席停止等の措置を検討
（各学部、修学支援ｸﾞﾙｰﾌﾟ）
②臨時休業の措置を検討
（人事グループ）

職員は、以下の措置を行う
①海外渡航の自粛の検討
（国際グループ）

職員は、以下の措置を行う
①学生との連絡方法を検討・確保
（学務グループ）
②留学生との連絡方法を検討・確保
（国際グループ）

職員は、以下の措置を行う
① 大学等の施設閉鎖を検討
（施設企画グループ）

フェーズ4A以上

フェーズ4B以上

フェーズ4B以上

フェーズ4B以上

フェーズ6B

フェーズ6B

周　　知
学生、職員に掲示板、ホームページ、メール配信等により周知する

保 健 指 導
・学生、職員に医療機関等への相談、受診するよう指導する
・適切な判断、行動の指導

出席停止措置
学生に掲示板、ホームページ、メール配信等により周知する

臨時休業措置
職員にメール配信、放送設備、電話等により周知する

海外渡航の自粛
職員にメール配信、放送設備、電話等により周知する

学生への対処
・閉鎖中の学生生活の指導
・留学中の学生の安否確認

大学等の施設閉鎖
職員にメール配信、放送設備、電話等により周知する

報告

報告

文部科学省「法人支援課」
①連絡体制の確認
②報告

連絡・報告

① 副本部長の指名及び本部員の追加
学長は理事の中から副本部長を指名し、また、必要に応じ各部局等の長を本部員に加える
② 危機対策本部設置の周知
総務グループは、香川大学時間外緊急連絡網により学内に周知する
（可能であれば、メールや放送設備等も使用し、迅速に周知。）
③ 危機対策本部の設置場所
法人本部棟3階第1会議室を優先的に本部とする
（不可ならば、他の場所を確保。）

※ その他、危機対策本部の業務は危機管理基本マニュアルに基づき行う